

高松市リスクマネジメント体制全庁モニタリング報告書の概要

高松市リスクマネジメント体制整備要綱に基づき、全庁モニタリング報告書の概要を公表するものです。

1 リスクマネジメント体制の整備及び運用について

高松市においては、「高松市リスクマネジメント体制整備要綱」（令和2年5月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、高松市長をリスクマネジメント最高責任者とし、事務の管理及び執行が、法令等に適合し、かつ適正に行われることを確保するために必要な体制の整備を行っています。

リスクマネジメント体制の運用は、各所属による不祥事撲滅推進プログラム作成と実施、毎月2回のリスクマネジメント会議実施及び月1回のリスクマネジメント報告（局別報告書）、局別報告書に基づく月1回の全庁リスク報告内容の局長会議における検討、並びに年度末のリスク対応状況のモニタリング等により実施しています。

各所属が作成する不祥事撲滅推進プログラムは、全所属職員に共通する全庁リスク対策項目及び各所属が定める個別リスク対策項目により構成されています。

各所属は、深刻度大とされるリスクを認識した場合や、リスク対応状況のモニタリングにおける協議により再発防止策を変更し、不祥事撲滅推進プログラムに反映することとした場合等に、個別リスク対策項目の内容を改定するとともに、リスクマネジメント最高責任者の指示があり、全庁リスク対策項目が改訂された場合等に、不祥事撲滅推進プログラムの内容を改定しています。

2 手続

令和5年4月1日から令和6年3月31日までを対象期間とし、モニタリングを実施しました。

まず、各所属において、上記対象期間にリスクマネジメント会議において定めた再発防止策について、現在実施されているか否か、深刻度の変化等により実施内容を変更する必要があるか否か等を協議しました。

この協議の内容に関するモニタリング報告は、リスクマネジメント管理者（所属の課長職にある職員）からリスクマネジメント統括部署（総務局コンプ

ライアンス推進課) に対するモニタリング報告書の提出により行われました。

上記の協議の結果、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク、又は実施内容を変更する必要があるとされたリスクがある所属については、リスクマネジメント管理者等が改めて不祥事撲滅推進プログラムの点検によるリスクの特定及び特定したリスクの分析、評価及び対応について協議を行った上で、必要な措置を取り、その内容が報告されています。

この報告を受け、リスクマネジメント統括部署は、再発防止策の実施状況、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク等について講じられた措置の状況等について、書面調査又はヒアリング調査を実施し、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備の有無を明らかにし、全庁モニタリング報告書を取りまとめ、リスクマネジメント統括責任者（総務局長）に送付し、リスクマネジメント統括責任者は、リスクマネジメント最高責任者に、その内容を報告しました。

3 結果

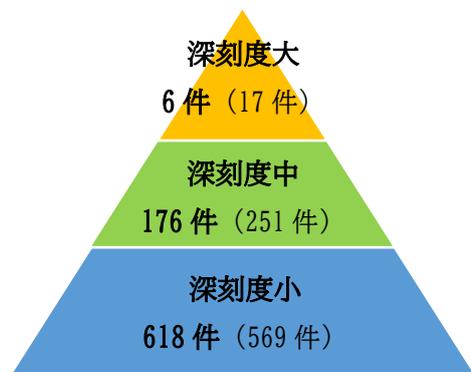
(1) 発生リスクと対策の状況

対象期間中のリスクの発生件数は800件報告されており、深刻度別の内訳で見ると、深刻度大が6件（0.8%）、深刻度中が176件（22.0%）、深刻度小が618件（77.2%）となっています。

（参考）前年度の状況

リスクの発生件数 837件

深刻度大17件（2.0%）、中251件（30.0%）、小569件（68.0%）



リスクレベルの順に、
深刻度大 > 深刻度中 > 深刻度小
※ 括弧書きは前年度

深刻度大と評価されたリスクに対しては、全て再発防止策の実施が決定され、また、適切に実施されていました。

(2) 深刻度大と評価されたリスクの内容と再発防止策

No.	事案の内容	再発防止策
1	保護者から集めた運営費を私的な物品の購入に使用した事案。	(既定の全庁リスク対策項目有り) 運営費で物品を購入する場合、必ず、購入する者と通帳から現金を下ろす者を別にし、レシートの内容を別職員がチェックできるようにする。
2	アレルギー児が家庭から持参し、喫食した代替食にアレルギー成分が含まれていた事案。	(全庁リスクに該当しない) 家庭から持参した代替食も市販のものについては、成分表示等を給食場・保育室でもチェックし、誤食につながらないようにする。また、保護者にも保育所に持参する前に、必ずチェックするよう伝える。
3	アレルギー児に代替食を配膳していたにもかかわらず、誤っておやつを提供した事案。	(全庁リスクに該当しない) アレルギー児が着席した際に、職員がトレイに載せた食事を提供し、アレルギー児とアレルゲン除去の確認を行ってから食事を開始するようにする。
4	アレルギー児に誤って食品を提供した事案。	(全庁リスクに該当しない) ・調理室でアレルギーの有無の確認をする際は、2人以上で給食日誌を確認する。 ・保護者がチェックした献立表を調理員が確認していたが、クラス担任も確認し、クラスの献立表にチェックして掲示する。 ・保育者が給食を取りに行く前に、クラスの献立表でアレルギーの有無を

No.	事案の内容	再発防止策
		<p>確認し、調理員とも確認しダブルチェックを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配膳前に給食日誌を確認し、代替食の有無を他の職員に伝えてから配膳する。 ・喫食前に再度、提供されている給食について間違いがないか給食日誌を照合し、喫食を開始するようにする。
5	<p>喫食後の食器に、異物が混入しているのを発見した事案。</p>	<p>(全庁リスクに該当しない)</p> <p>【保育室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エプロンやかばんなどを置く場所と文房具を置く場所を分ける。 ・配膳前に食器の目視確認を行い、担任間で報告する。 ・ホッチキスの針を捨てる際は、紙などに包んで捨てる。 ・ホッチキスを使用した際は、針が落ちていないか確認し、掃除をする。 <p>【調理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室にはホッチキス等の金属を持ち込まない。 ・休憩室と調理室間では必ず着替え、その際、付着物がないか確認する。
6	<p>アレルギー児に代替食を配膳していたにもかかわらず、誤っておやつを提供した事案。</p>	<p>(全庁リスクに該当しない)</p> <p>トレーを直接渡した後もアレルギー対応の子どもの行動に意識をもち、喫食前に再度確認するようにする。職員は食事提供中に目を離さないようにする。</p>

(3) リスクマネジメント体制の整備及び運用に対する評価

ア 評価の視点

リスクマネジメント体制の不備は、リスクマネジメント体制が存在しない、規定されている方針及び手続ではリスクマネジメント体制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の整備上の不備と、整備段階で意図したようにリスクマネジメントの効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた運用上の不備からなります。

また、整備上の不備のうち重大な不備としては、全庁リスク対策項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが該当し、運用上の不備のうち重大な不備としては、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当します。

イ リスクマネジメント体制の整備上の不備について

対象期間中のリスクマネジメント体制の整備上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価されるリスクが、既に全庁リスク対策項目その他の規定されている方針及び手続において対策が講じられるとともにそれらが適切に適用されているものであったことから、該当する事案はありませんでした。

ウ リスクマネジメント体制の運用上の不備について

対象期間中のリスクマネジメント体制の運用上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価される全てのリスクが、既に講じられていた全庁リスク対策項目等に基づく対策の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させたものであることから、6件全てが該当するものと認められます。

しかしながら、これらが結果的に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたとまでは言えず、重大な不備には該当する事案は認められませんでした。

4 モニタリングの結果

上記のとおり、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備に該当する事案が認められましたが、これらの事案については、前述のとおり全て再発防

止策が講じられ、適切に実施されてきました。

以上のことから、リスクマネジメント体制は有効に整備及び運用されていると判断するものです。

5 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年8月6日 高松市長 大西 秀人